

札幌市危険空家等除却補助金交付要綱

[平成 27 年（2015 年）8 月 26 日 都市局長決裁]

（最終改正 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日）

（目的）

第 1 条 この要綱は、倒壊や建築部材の飛散のおそれがある状態又はその他危険な状態にある空家等の除却に要する費用の一部を補助することにより、危険な空家等の除却を促進し、もって市民の安全で安心な居住環境の形成及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「空家対策法」という。）第 2 条第 1 項に規定する空家等のうち札幌市内に存するものをいう。

(2) 危険空家等 次のア又はイのいずれかに該当する空家等（故意に破壊等させることによつて、これらのいずれかに該当することとなったものを除く。）で、かつ、特定空家等（空家対策法第 2 条第 2 項に規定する「特定空家等」をいう。）に認定されたものをいう。

ア 別表に掲げる危険度の判定表による判定において総得点が 60 点以上と判定されたもので、以下のいずれかの区域内に位置するもの。

- ・市街化区域
- ・市街化調整区域のうち地区計画が定められている区域
- ・市街化調整区域のうち旧住宅地造成事業に関する法律第 4 条の許可をうけた区域
- ・十軒こまどり団地（札幌市開発許可等審査基準第 89 条第 2 号該当区域）

イ 総合的な観点から特に危険性等があると市長が認めるもの（アに該当するものを除く。）

(3) 所有者 次のいずれかに該当する者（個人に限る。）をいう。

ア 危険空家等の所有者（相続により所有者となっている者を含む。）

イ 危険空家等の所在する土地の所有者

(4) 補助事業 危険空家等の全部（塀や門、工作物の一部等で、残置することについて特別の事情が認められる部分（以下「要残置部分」という。）を除く。）を除却し、当該危険空家等の敷地（要残置部分に係る部分を除く。）を更地にする工事を行う事業をいう。

- (5) 解体事業者等 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく業種（土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか）の許可、又は建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく道知事による登録を受けた事業者をいう。

（補助金の交付の対象となる者の要件等）

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる者は、次の各号の要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 次のア又はイに該当する者であること。

ア 補助事業を行う所有者

イ 所有者から同意を得て補助事業を行う親族等（個人に限る。）

- (2) 札幌市に納付すべき市民税及び固定資産税・都市計画税を滞納していないこと。

- (3) 暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（同条例第7条に規定する暴力団関係事業者をいう。）でないこと。

（補助金の交付）

第4条 市長は、前条に掲げる者のうち、必要と認めた者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

- 2 補助金の交付額の算定方法は、別に定める。

（交付申請）

第5条 補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）を行おうとする者は、札幌市危険空家等除却補助金交付申請書（様式1）に別に定める書類を添えて、別に定める申請受付期間内に、市長に申請しなければならない。ただし、補助事業の対象となっている危険空家等（建築物に限る。以下「対象危険空家等」という。）の所有権が売買により移転している場合は、直近の売買から1年以上が経過していなければ、交付申請をすることができない。

- 2 交付申請を行おうとする者は、対象危険空家等の所有関係を明確にするとともに、その者以外に、対象危険空家等に所有権を有する者がいる場合は、補助事業を行うこと及び札幌市の空家等対策事業に関する広報等において補助事業の概要（写真等を含む。）を事例として活用する可能性があることについて、あらかじめ、その全員から同意を得なければならない。

- 3 交付申請を行おうとする者は、対象危険空家等に抵当権その他の権利（所有権を除く。）を有する者がいる場合は、補助事業を行うことについて、あらかじめ、その全員から同意を得なければならない。

- 4 交付申請は、同一人につき同一年度内に1回までしかすることができない。
- 5 交付申請は、同一の危険空家等を対象とした補助事業につき、同一年度内に1回までしかすることができない。

(交付申請の変更)

第6条 交付申請を行った者（以下「交付申請者」という。）は、交付申請の内容を変更するときは、札幌市危険空家等除却補助金交付変更申請書（様式2）に別に定める関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。第7条第1項により補助金の交付を可とする決定（以下「交付決定」という。）を受けた後においても同様とする。

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、第5条第1項及び前条に規定する申請を受けたときは、当該申請の内容について審査等を行った上で、補助金の交付の可否を決定し、札幌市危険空家等除却補助金交付（変更）決定通知書（様式3）又は札幌市危険空家等除却補助金を交付しない旨の通知書（様式4）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、条件を付して交付決定を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容又はこれに付した条件に反したとき
 - (2) 虚偽その他不正な手段により交付決定を受けたとき
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき
- 2 市長は、前項の規定に基づく取消しを行うときは、札幌市危険空家等除却補助金交付決定取消通知書（様式5）により、交付決定者に通知しなければならない。
 - 3 交付決定を取り消した場合に生じた損害について、市は一切の賠償の責めを負わないものとする。
 - 4 前3項の規定は、第13条の規定により補助金を交付した後にあっても同様とする。

(交付申請の取下げ及び交付決定の辞退)

第9条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げるときは、札幌市危険空家等除却補助金交付申請取下（決定辞退）届（様式6）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 第5条第1項又は第6条の規定による申請を行った者 交付決定前にその交付申請を取り下げようとするとき
 - (2) 交付決定者 交付決定を辞退するとき
- 2 前項の場合において、提出書類の内容に不備がないときは、当該提出書類が札幌市都市局建築指導部建築安全推進課に到達したことをもって、第5条第1項若しくは第6条の規定による申請又は交付決定は効力を失ったものとみなす。この場合において、市長は、札幌市危険空家等除却補助金交付申請取下（決定辞退）届受理通知書（様式7）により、届出を行った者に対して、その旨を通知する。
 - 3 市長は、第1項の規定による届出を受けた場合であっても、第5条第1項若しくは第6条の規定による申請に係る提出書類は返却しないものとする。

（補助事業の実施）

- 第10条 補助事業は、解体事業者等（補助事業の対象となっている危険空家等の所有者が代表者であるものを除く。）に請け負わせて行わなければならない。
- 2 補助事業は、第5条第1項の申請に対する交付決定の後（第6条の規定により工事を請け負わせる解体事業者等を変更する場合は、同条の申請に対する交付決定の後）に締結された請負契約に基づき実施されるものでなければならない。
 - 3 交付決定者及び解体事業者等は、補助事業を実施するにあたり、関係法令等を遵守しなければならない。
 - 4 前項の規定は、補助事業が完了した後においても同様とする。

（完了報告）

- 第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了報告書（様式8）に別に定める関係書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する完了報告書の提出は、交付決定が行われた日から3か月以内に行わなければならない。ただし、3か月以内に行えないことについて合理的な理由があると市長が認める場合は、この限りでない。
 - 3 市長は、交付決定の条件として前項の内容を付するものとする。

（交付額の決定）

- 第12条 市長は、前条第1項の報告があった場合において、その内容の審査等を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、札幌市危険空家等除却補助金交付額確定通知書（様式9）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 市長は、前条の規定による補助金交付額確定の通知後、交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、第8条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付していたときは、札幌市危険空家等除却補助金返還命令書(様式10)により、期限を定めて返還を命じるものとする。

(調査等への協力)

第15条 交付決定者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査等を行う場合には、これに協力しなければならない。

2 市長は、前項の協力が得られないと認めたときは、第8条第1項第3号の規定により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(秘密の保持)

第16条 この要綱に係る業務に就く者は、業務によって知り得た秘密について正当な理由のない限り、これを漏らしてはならない。

(その他)

第17条 この補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程(昭和36年訓令第24号)の定めるところによる。

(委任)

第18条 この要綱の運用について必要な事項は、建築安全担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条第2号ア関係）

(A) 現状における破損等の程度					(B) 影響範囲係数		(A)×(B) 判定点	総得点
項目	破損等の程度				敷地外に影響 (隣家・道路等)	敷地内のみ影響		
	I	II	III	IV				
倒壊・崩壊可能性	A 基礎・土台	60	40	20	0	2.0	1.0	
	B 建築物（柱・梁）	60	40	20	0	2.0	1.0	
	C 屋根構造材・下地材	60	40	20	0	2.0	1.0	
	D 外壁構造材・下地材	60	40	20	0	2.0	1.0	
飛散・剥落可能性	E 屋根仕上材	30	20	10	0	2.0	1.0	
	F 外壁仕上材	30	20	10	0	2.0	1.0	
	G その他部位	30	20	10	0	2.0	1.0	

※Gには、窓枠、煙突、外部階段、看板、機器類などを含む